

令和4年8月24日

社会保障審議会介護保険部会
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会
委員長 野口 晴子 様

介護分野の文書に係る負担軽減について（意見）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会
会長 田尻 亨

「第2回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（令和元年8月28日開催）において、意見提出を行った内容を踏まえ、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやりとりされている文書に関する負担軽減等を検討いただき、感謝申し上げます。

深刻な人材不足に直面している訪問介護事業所において、介護分野の文書に係る負担軽減を検討いただくことは、在宅ケアの最前線を担うホームヘルパーが利用者の自立に向けて必要なサービスを提供し、その質の確保につながる観点から歓迎いたします。

今後、負担軽減に向けた更なる検討にあたり、訪問介護現場の実態とその声として、以下の意見を申し上げます。

（1）指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

訪問介護現場の実態を踏まえ、訪問介護事業所が指定を受ける介護予防・日常生活支援総合事業、障害者総合支援法における居宅介護・重度訪問介護においても、指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の簡素化・標準化、関連する文書の共通化を進めてください。

（2）簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

地域による過度な独自ルール（ローカルルール）の是正に向けて、簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口の設置には賛成です。要望内容に対する処理状況の迅速な公表と好事例の横展開をお願いいたします。

（3）「電子申請届出システム」について

申請・届出の利便性の向上と負担軽減を図るため、介護サービス情報公表システムの改修による「電子申請届出システム」の導入には賛成ですが、一方で、訪問介護事業所では、職員の高齢化が進み、限られた職員のなかで、ICT等を活用するために必要となる基本的なスキルを身につける時間やコストが確保できない状況があります。「電子申請届出システム」の導入にあたっては、誰もが使いやすく、わかりやすい視点での設計をお願いいたします。

(4) 地域による独自ルールについて

地域による過度な独自ルール（ローカルルール）の是正と標準化に向けた指針等の更なる周知徹底をお願いいたします。

特に、文書保存期間については、介護保険の運営基準では「完結の日から2年間」と定められていますが、自治体によっては条例により保存期間を「5年間」としているところがあります。また、障害者総合支援法における居宅介護・重度訪問介護については、障害福祉サービスの運営基準で保存期間が「5年間」となっており、保存期間が統一されていないことにより、訪問介護事業所の文書管理・保存業務が煩雑となっています。文書保存期間のローカルルールの是正と制度間での統一をお願いいたします。

(5) その他

①標準的な訪問介護計画書の様式

訪問介護計画書は、居宅サービス計画書のような様式が定められていません。このため、標準的な訪問介護計画書の様式の提示がされれば、適切な計画作成を可能とするとともに、実地指導時に、訪問介護計画書に係る内容の不備の指摘もなくなり、事務負担の軽減につながると考えられます。

②国、都道府県、市区町村が実施する各種調査

国、都道府県、市区町村から依頼される調査や調査研究事業等の各種調査においては、類似の調査項目のものがあつたり、調査実施時期が重なることが多いため、事業所の負担となっています。既存の公表データを活用するなど、負担軽減に向けた配慮をお願いいたします。